

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（仮称）案等に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見の提出状況

提出件数：4件（意見総数14件）

内訳【提出者数（意見数）】：漁業【1（9）】、電力業【1（3）】、公的団体【2（2）】

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

意見の概要及び意見に対する当省の考え方は以下のとおりです。

番号	意見の数	意見の概要	意見に対する当省の考え方
1. 全般的事項			
1	漁業1	・本省令案中の「海洋環境の保全」の記述がある部分全てに、「海洋環境の保全」に「漁業の保全」としての視点を盛り込むこと。	<p>・本省令及び告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づき、同法の目的である海洋環境の保全のために定められるものです。貯留海域に漁業権が設定されている場合及び漁場として利用されている場合等には、海防法に基づく許可の手續とは別途、必要に応じ、事業者において、既存の権益との調整を図るべきものと考えます。</p> <p>・なお、中央環境審議会答申「地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について」において、「貯留海域に漁業権が設定されている場合及び漁場として利用されている場合には、事業者において、既存の権益との調整を図っておく必要がある」とが示されております。</p>
2	漁業1、 公的団体1 ：計2件	・許可申請にあたっては、「貯留海域に漁業権が設定されている場合および漁場として利用している場合には、事業者において、既存の権益との調整を図っておく必要があることを明記すべきである。	
3	漁業1	・「海洋環境への影響のおそれが生じた場合の措置」として「海洋環境への影響が予測の範囲を超えていた場合」には、漁業資源への影響も非常に懸念される。この場合、漁業で生計を立てている漁業者への補償を如何に行うか、本省令においても指針を示されるべきである。	
4	電力業1	・省令・告示を定めるにあたっては、今後の実証試験における知見などを随時取り入れ、適宜見直しできることを明記すべき。	
			<p>・御指摘のとおり、本省令及び告示を含め、海防法に基づく特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度については、今後の実証試験の実施等により得られた最新の科学的知見を随時取り入れ、必要に応じて見直しをすべきものと考えます。従って、告示において、「今後の科学的知見の充実又は国際的な動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う」旨を明記することとしています。</p>

2. 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（仮称）案

(1) 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可制度に係る事項

1	漁業1	<ul style="list-style-type: none"> ・海底下貯留した二酸化炭素は長期間に渡って存在し続けるため、許可期間終了後や事業者が倒産した場合等の監視体制等について示されるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可に当たっては、申請者が、海底下廃棄実施計画及び海底下廃棄監視計画を適確に実施するに足る経理的基礎を有することを審査することとしております。
2	公的団体1	<ul style="list-style-type: none"> ・「地層の著しい変動」は「潜在的な移動および漏出の経路」（告示案2.（2））であるとの解釈を無条件に許し、関連する科学的検討の余地を与えないことになってしまうため、下記の箇所の削除が望ましい。 ・地層の著しい変動の記録がない海域において海底下廃棄をすること。 ・将来において、地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれる海域において海底下廃棄をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在得られている科学的知見を踏まえれば、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を防止するため、「地層の著しい変動の記録がない海域において海底下廃棄をすること」及び「将来において、地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれる海域において海底下廃棄をすること」を許可の基準として設けることが適切であると考えます。
3	漁業1	<ul style="list-style-type: none"> ・特に海底においては、過去の地層変動等に関する知見がない場合が多いため、地層の変動の記録が無いということで安全であるという判断は不適切であり、安全性の確保には万全を期すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関する基準としては、地層の変動の記録が無いということだけでなく、将来において地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれる海域において海底下廃棄をすること等を定める予定です。 ・また、海防法第18条の9第2号においては、許可の基準として、「海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること」が規定されており、これを確保するため、事前の影響評価において、仮に特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出した場合であっても、海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであることが示される必要があります。 ・さらに、許可の基準に適合していることが担保されるよう、監視を義務付けております。 ・これらの基準により、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄による海洋環境の保全上の障害の防止に万全を期すこととしております。
4	漁業1	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の海底下廃棄の許可に関しては、漁場環境や漁業資源を含む海洋環境の保全に影響が無いものに限り、許可すべきである。 	
5	漁業1	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄による海洋環境への環境影響評価での評価の技術手法と海洋環境の監視方法を具体化し、本省令にも、盛り込むべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本告示において、海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスが仮に海洋に漏出した場合に当該特定二酸化炭素ガスが潜在的に海洋環境に及ぼす影響についての事前評価について、把握すべき情報やその把握の方法、潜在的海洋環境影響評価の項目の詳細等の技術的事項を定めることとしております。

(2) 指定海域制度に係る事項（意見なし）

3. 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（告示・仮称）の案の概要について

(1) 許可申請書の記載に当たっての留意事項

1	電力業1	・許可申請書に記載する海底下廃棄実施期間(5年を超えない範囲内)について、事業の継続に伴い安全性が確認された際には、期間の延長を可能とするべき。	・中央環境審議会答申「地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について」において、許可の有効期間については、最新の科学的知見を踏まえたシミュレーションを実施することを含め、実態を適切に把握するためにも、最長5年程度とすべきことが示されたことから、海底下廃棄期間は5年を超えない範囲内において記載していただくこととしております。
2	電力業1	・監視頻度等に係る事項については、事業推進の観点から経済性なども含め合理的に設定されるべき。また、事業の継続に伴い安全性が確認された際には、頻度の延長や項目の簡素化などを考慮すべき。	・監視の頻度については、海防法の法目的に沿って、海洋環境の保全の観点から合理的に設定されるべきものと考えます。ただし、監視の在り方を含め、1.4の御意見への回答のとおり、海防法に基づく特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度については、今後の実証試験の実施等により得られた最新の科学的知見を随時取り入れ、必要に応じて見直しをすべきものと考えます。
3	漁業1	・懸念時監視及び異常時監視について、通常時以上に漁業への影響および海洋生物等の影響について確認する旨、監視項目に記載すること。	・懸念時監視及びこの結果に基づいて実施される異常時監視においては、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じている状況に相応した監視を義務付けることとしております。

(2) 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

1	漁業1	・海域選定書の記載内容に「既存漁業等海域利用の保全に障害を及ぼすおそれがないこと」を記載する様に義務づけ、また、既存漁業に限らず「海域の将来的利用計画がある場合、その計画との競合の有無、障害排除のために行った調整の内容」についても記載するように義務づけるべきである。	・漁場としての利用状況を含めた海洋の利用等への影響については、主として海底下廃棄事前評価書の中で評価すべき事項ですが、海域選定書のおいても考慮されることとなります。 ・既存の権益として、海域の将来的利用計画等が存在する場合には、海防法に基づく許可の手法とは別途、必要に応じ、事業者において調整を図るべきものと考えます。
---	-----	---	--